



平成18年度採用

伊予市松前町共立衛生組合職員 を募集します

次の要領で試験を行います。希望される方はお申込みください。

試験区分	採用予定人員	勤務地及び業務内容	受験資格	試験方法
技師	1名	塩美園（松前町大字筒井字砂流場1795番地10）地内の汚泥再生処理センターの維持管理に関する業務	昭和54年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、いずれかに該当する者 ○理工科系、技術系の高等学校卒業（平成18年3月卒業見込の者を含む。）以上の学歴を有する者（土木、建築等は含まず） ○実務経験者（高等学校卒業以上の学歴を有する、電気関係、機械関係、し尿処理関係者）	第1次試験 教養試験 （高等学校卒業程度） 第2次試験 作文試験 口述試験

受験資格

- ①日本の国籍を有する者
- ②地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

申込書の請求先

松前町役場総務課職員係
（〒791-3192 松前町大字筒井631番地）
※ 郵便による請求は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求（伊予市松前町共立衛生組合職員）」と朱書きし、90円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

申込手続

「職員採用試験申込書」に必要事項を記入し、写真2枚（1枚は、申込書に貼付）を添付し、松前町役場総務課職員係へ提出してください。

試験の日時・場所

第1次試験 11月27日（日）10時～
（受付時間9時15分～9時40分）
松前町役場庁舎

受付期間

11月1日（火）～11月15日（火）までの執務時間中（郵送での受け付けは行いません。）

問い合わせ

松前町役場総務課職員係 ☎985-4103
伊予市松前町共立衛生組合 ☎984-5602

特設人権相談所開設(DV相談)

～ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉を知っていますか?～

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫や婚約者、恋人など親しい間柄にある男性が、女性にふるう暴力をいいます。

DVは、命にかかわる危険な犯罪で、女性への著しい人権侵害です。

だれにもいえず、苦しい胸のうちはあかすことは困難なことです。個人の問題とせず勇気をもって相談することです。相談することによって、事態を客観的にみることができ、解決の糸口を見つける可能性もでてきます。

相談は、無料で秘密は守られます。

当日は、無料電話相談も行っています。

日時 11月24日（木）10時～15時

場所 松前総合文化センター2階 ふるさと学習室

電話番号 ☎985-1313（代）

相談員 人権擁護委員

問い合わせ 役場社会教育課 人権教育係 ☎985-4137

**全国一斉「女性の人権ホットライン」
電話相談開設**

相談内容

女性の人権問題に関するあらゆる相談（夫やパートナーからの暴力《DV》、職場などにおけるセクシャル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力、ストーカー行為、女性差別、離婚問題などの家庭内問題など）
（予約不要・無料・秘密厳守）

日時 11月20日（日）9時～21時

女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日までの2週間）に合わせて実施する。

電話番号 ☎932-1875（女性の人権ホットライン）

相談担当者

人権擁護委員（弁護士資格を有する者含む。）
法務局職員

主催

松山地方法務局
愛媛県人権擁護委員連合会